

介護職員等処遇改善加算の拡充について (R8.6~)

現行加算対象サービス	訪問介護、夜間訪問介護、定期巡回。随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハ★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護★、介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)★、介護医療院、短期入所療養介護(同)★同(病院等)★	加算Ⅰ	令和8年度特例要件(ア~ウ)	加算Ⅱ	令和8年度特例要件(ア~ウ)を満たし加算Ⅱ〇へ※キャリアパス要件Ⅰ~Ⅳ及び職場環境等要件は令和8年度中の対応の誓約でも可
	②上乗せ・加算Ⅰ〇	①引き上げ分	②上乗せ・加算Ⅱ〇	①引き上げ分	加算Ⅲ
	加算Ⅰイ(旧加算Ⅰ)	加算Ⅱイ(旧加算Ⅱ)	加算Ⅲ	加算Ⅳ	①引き上げ分
	①新規分	②令和8年特例要件 処遇改善加算Ⅳ要件	①新規分	②令和8年特例要件(ア~ウのいずれかを満たすこと。)	未取得

新加算対象	訪問看護★、訪問リハ★、居宅介護支援。介護予防支援
-------	---------------------------

②令和8年特例要件 処遇改善加算Ⅳ要件	※1ケアプランデータ連携システム登録+実績報告 ※2キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境要件
①新規分	未取得

令和8年度特例要件(ア~ウのいずれかを満たすこと。)
ア) 訪問、通所サービス系 →ケアプランデータ連携システム加入+実績報告※
イ) 施設サービス系 →生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡ取得+実績報告※
ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

★介護予防についても同様の措置を講ずる。

※1申請時点では加入・取得の誓約で可
※2申請時点では8年度中の対応の誓約で可

※申請時点では加入・取得の誓約で可

用語解説

加算要件	内容・解説	加算要件	内容・解説
1 キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備・作成	5 職場環境要件(1以上)	入職促進、資質向上キャリアアップ、両立支援、腰痛健康管理、生産性向上の業務改善、やりがい働さがい醸成
2 キャリアパス要件Ⅱ	研修・キャリアアップ計画策定・実施	6 生産性向上推進体制	①生産性向上委員会設置・運営②テクノロジー導入(見守り・インカム等)③業務改善成果データ提出(LIFE等)
3 キャリアパス要件Ⅲ	昇給の仕組みの設置	7 月額賃金改善要件Ⅰ	新加算Ⅳの加算額の1/2以上を基本給に充てる
4 キャリアパス要件Ⅳ	改善Ⅴ賃金年額440万円(1人以上)	8 月額賃金改善要件Ⅱ	新加算Ⅰ~Ⅳまでの旧加算に新規に2/3以上加算
5 キャリアパス要件Ⅴ	経験・技能のある介護職員(介護福祉士等)	9	